

JICA ( PC ) 第 1-11004 号  
平成 17 年 1 月 11 日

環境社会配慮審査会  
村山 武彦 委員長殿

独立行政法人 国際協力機構  
理事 小島 誠二

### 環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

#### 記

##### 1. 件名

諮問第 4 号「バングラデシュ国パドマ橋建設計画調査」  
ドラフトファイナルレポート

##### 2. 報告書

- (1) Draft Final Report-2 (Vol. 2: Main Report)
- (2) Appendix-11: Environmental Studies
- (3) Appendix-12: Social Impact Assessment and Resettlement Framework

以 上

平成 17 年 3 月 29 日

独立行政法人 国際協力機構  
理事 小島 誠二 殿

環境社会配慮審査会  
委員長 村山 武彦

#### 諮問第 4 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 4 号「パドマ橋建設計画調査」F/S 調査報告書について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するようお取り計らい下さい。

なお、以下の点を申し添えます。特に、開発ニーズの把握については、環境社会配慮ガイドライン 2.8「JICA の意思決定」の 3 に例示されていますので、十分な配慮をお願い申し上げます。

- ・ 当該レポートは JICA 環境社会配慮ガイドライン適用以前に着手された事業に関するものであるため、答申内容は当該レポートに限定した情報に基づく判断であるとともに、当該レポートの記載内容を越えた今後の協力事業実施への反映を希望する内容も含まれていること。
- ・ 審査の過程で、当該事業に対する開発ニーズについて十分な理解が得られなかったとする意見があり、これに関連して複数の委員の連名で補足意見が出されているので、別添資料を参照されたい。

以 上

## I. 全体コメント

### 1. 「環境パッケージ型協力」の導入・実施について（提案）

開発事業と合わせて相手国政府の環境管理能力向上に係る技術移転を行う「環境パッケージ型協力」の導入・実施を検討すること。

### 2. 今後必要な調査や対策の明示について（提案）

当該報告書が事業実施の際の環境アセスメントに利用される可能性を考慮し、今後十分な対応が行われるよう、想定される環境影響を明示した上で必要な調査や対策を具体的に記述すること。

### 3. 環境社会影響評価の対象とすべき範囲について（要求）

環境社会影響評価については、用地取得も含めた建設期間中の影響と、供用期間（建設後）の影響についてそれぞれ評価と緩和策の検討を行うこと。また環境影響から派生する社会的影響にも考慮すること。

### 4. パドマ橋建設後の環境社会影響を評価する必要性について（要求）

建設後の騒音等の影響について予測・評価を行うこと。

### 5. 住民移転に際し先方政府が十分な社会配慮を行うという保証の取り付けについて（提案）

本プロジェクトの住民移転について十分な配慮が行われるよう、先方政府側の保証を取り付け報告書に明記すること。

### 6. プロジェクトの必要性・妥当性について（要求）

フェリーの増便等の代替案の検討も含めた最適案選定の過程を示し、本プロジェクトの必要性・妥当性を明らかにすること。

## II. 個別コメント

（特定の項目に関わるコメント）

### 7. Chapter 1 Introduction. 1.3. Members Involved（要求）

各調査団員の所属を明示すること。

### 8. Chapter 1 Introduction. 1.4. Main Events to Date（要求）

Feasibility Studyや相手国の法的義務としての環境アセスメントを含む事業全体の流

れを示すこと。

9. Chapter 3 Bridge Location Sites. 3.2.4 Environmental and Social Conditions (要求)

複数案の中から最適案が選定される過程で、環境社会影響の検討を路線長で結論づけ、人口密度等その他の要素を検討しないですむと考えた根拠を記載すること。

10. Chapter 3 Bridge Location Sites. 3.3.5 Social Impact Assessment and Resettlement Issue (提案)

事業実施に係る地域住民の反応については、賛成者だけでなく反対者についてもその数・割合や反対理由を記述すること。

11. Chapter 3 Bridge Location Sites. 3.3.8 Selection of Final Bridge Site (要求)

最終的に Mawa-Janjira 案を選定した経緯に関し、用地取得や住民移転を通じた社会影響、コストの大きい案を選択していること、及び当該案を選定した根拠を明示すること。

12. Chapter 6 Construction Plan and Cost Estimates. 6.4. Tentative Construction Schedule

(提案)

住民移転に必要な工程を全て含めた事業スケジュールを示すこと。

13. Chapter 6 Construction Plan and Cost Estimates. 6.4. Tentative Construction Schedule

(提案)

用地取得・住民移転に必要な工程については、右岸護岸、左岸護岸、橋梁、アプローチ道路等のコンポーネントごとにまとめて示すこと。

14. Chapter 7 Environmental Studies. 7.10.2 Summary of Evaluation (要求)

本調査で用いた Relative Weightage の妥当性を明示すること。

15. Chapter 7 Environmental Studies. 7.10.2 Summary of Evaluation (要求)

環境社会影響とEMP等の対応策を検討する際には、ミティゲーションの内容、前提、範囲を具体的に記述すること。またそれに基づき、Table7.10.1の内容を、再検討すること。

16. Chapter 7 Environmental Studies. 7.10.2 Summary of Evaluation (提案)

Table7.10.1の再検討(上記16.)に当たっては、ステークホルダーと認識を共有するよ

う努力すること。

17. Chapter 7 Environmental Studies. 7.10.2 Summary of Evaluation (要求)

環境社会影響及びそれらに対するミティゲーション方策あるいはEMPは、可能な限り、定量的に示すとともに、必ずそれらの根拠を示すこと。

18. Chapter 7 Environmental Studies. 7.10.2 Summary of Evaluation (要求)

EMPが適切な形で策定・実施されるように、実施する内容や時期、主体者を提示しておくこと。

19. Chapter 7 Environmental Studies. 7.12.2 Recommendations (その他)

'Usually only marginal people live in the charlands' という文を削除すること。

20. Chapter 8 Social Impact/Resettlement Studies. 8.6.8. Entitlement Matrix. 8.6.9. Preliminary Cost Estimate and Budget (提案)

Table 8.14 'Preliminary Costs and Budget' の各項目と8.6.8で示されているEntitlement Matrixとに整合性を持たせること。

21. Chapter 8 Social Impact/Resettlement Studies. 8.8.8. Key Outstanding Activities (要求)

住民移転に必要な調査や協議 (RAP/LAP、ROW、移転先の選定・整備に係る調査や住民協議等) について、適切な手法や工程、実施主体者等を明示すること。また、D/Dで対応する分も含め必要な時期・期間を示し、これらを全体計画にも反映させること。

22. Appendix-11: Environmental Studies (要求)

Environmental Studiesを実施した調査団について、チームリーダーを含む各団員の担当分野、氏名、所属先等を最初に明示すること。また、他の文書についても同様に対応すること。

23. Appendix-11: Environmental Studies (要求)

図版は白黒印刷でも必要な情報が伝わるよう、単純で分かりやすいものとする。

24. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 1 Environmental Considerations for Initial Screening (要求)

Feasibility Studyや環境アセスメントを含む全体的な実施の流れを一覧表で示すこと。

25. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 2 Initial Environmental Examinations, Chapter 3. Environmental Impact Assessment (提案)

現況及び想定されるインパクトとそれに対するミティゲーション方策について、それぞれの対応関係を分かりやすい形で取りまとめること。

26. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment. 3.5.2. Baseline Data Collection (要求)

地下水及び浚渫土の分析における測定項目の選定理由を明示すること。

27. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment. 3.5.2. Baseline Data Collection (要求)

生物に悪影響を及ぼす可能性のある砒素(As)やセレン(Se)等の物質については二次的な影響も考慮した上で情報収集を行い、さらなる調査・モニタリングが必要な場合にはその旨明記しておくこと。

28. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 2 Initial Environmental Examinations (要求)

環境影響とその対応策を検討する際には、対象となるミティゲーション案の具体的な内容を説明すること。また環境影響の程度や対応策の効果を定量化する際には、その根拠を明示すること。

29. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment. 3.9.3 Ecological Environment (要求)

野生動植物、生態系等の現状やインパクト、ミティゲーション方策の内容を示すべき部分を、農林畜産漁業等の一次産業における経済・産業の内容とは別に、野生動植物、生態系の内容をできるだけ充実させること。

30. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment. 3.9.3 Ecological Environment (要求)

植生図と植生変化(面積)を追加すること。

31. Appendix-11: Environmental Studies Chapter 3 Environmental Impact Assessment. 3.9.3 Ecological Environment (要求)

動植物の種名には学名を併記すること。

32. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment. 3.9.3 Ecological Environment (要求)

Ganges river Dolphin や Gangetic Gharial 等のように条約、国際機関（IUCN等のNGOも含め）国、自治体等によって希少種や絶滅危惧種に指定されている生物種について、対象地域における存在の有無を明記すること。

33. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment.

3.9.3 Ecological Environment(要求)

今回の調査で十分な知見が得られなかったのであれば、影響の有無を判断するのではなく、今回の調査の限界と追加調査の必要性を明示しておくこと。

34. Appendix-11: Environmental Studies. Chapter 3 Environmental Impact Assessment.

3.11 Preliminary Environmental Management Plan (要求)

環境影響への対策については、日本の経験から得られる知見も積極的に活用し、実質的なミティゲーション案を提示すること。

35. Appendix 13: Social Impact Assessment and Resettlement Framework. Chapter 6 Implementation and Monitoring Issue (要求)

Resettlement Action Planの策定にあたって、対象となる地域や人々の事情に合わせた適切な協議方法、時期等を検討し、その概要、留意点を記載すること。

36. Appendix 13: Social Impact Assessment and Resettlement Framework. Chapter 6 Implementation and Monitoring Issue 6.5 Role of the Deputy Commissioner (提案)

補償算定の際に‘market value’を評価する手法や時期を具体的に記載すること。

(複数の項目に関わるコメント)

37. 住民の移転先を検討する際に行うべき配慮について (提案) (Chapter 3 Bridge Location Studies、Chapter 12 Conclusion and Recommendation)

住民の移転について、現在の候補地に関する所有形態、代替農地確保の可否、移転元からの距離を記載すること。

38. 供用期間中の環境社会影響の評価について (要求) (12.3 Adverse Effects of the Project、12.11 Recommendation)

現段階では、以下の調査が実施されていないことを結論・勧告の部分に記載し、事業の実施判断に当たって留意すべき点を記述すること。

- ・ 供用期間中の各種環境影響評価、とりわけ大気汚染、Charの浸食
- ・ 上記環境影響から派生する社会影響、フェリー運行の減少等による社会影響評価

39. Charや河岸への影響に関するより具体的な評価と対策検討の必要性について（要求）（Chapter 7 Environmental Studies、Chapter 8. Social Impact/Resettlement Studies、Chapter 12 Conclusions and Recommendations、Appendix-12）

Charや河岸への影響評価や、モニタリング手法、及び仮に影響が生じたときの補償を含む対応について、今後、いつ、どのような調査・検討を実施すべきか、記載すること。それを「勧告」にも記載すること。

40. 用地取得・移転に係る数値の整合性とその根拠を明示することについて(提案)  
(Chapter 7 Environmental Studies、Chapter 8. Social Impact/Resettlement Studies)

用地取得・移転に係る土地面積については整合性のある表記とし、異なった値が示されている箇所についてはその理由を明記すること。

41. より広範囲の社会影響を評価する必要性について(要求) (Chapter 8. Social Impact / Resettlement Studies, Appendix-12)

橋梁及びアプローチ道路の建設が地域社会に及ぼす影響について、フェリーの廃止または運行減少に伴うフェリー関連就業者や船着場周辺の住民、既存道路周辺の住民への影響を評価し、負のインパクトが予想される場合には回避・最小化の案を提示すること。

42. より広範囲の社会影響を評価する必要性について(要求) (Chapter 8. Social Impact / Resettlement Studies, Appendix-12)

Charや河岸の浸食について、地域社会への影響の程度を評価し記載すること。

43. ヒアリング対象のNGOについて(提案) (Chapter 8. Social Impact/Resettlement Studies, Appendix-12)

ヒアリング対象のNGOに、類似案件(ジャムナ橋建設)のCharの住民支援に携わったJCDP(ジャムナ・チャー開発プロジェクト)を含めること。

以 上



## 本案件の環境社会配慮に関する補足意見

標記の件について、平山、柳、作本、松本、田中（章）の各委員から以下のような意見がありましたので、添付いたします。

本案件は、環境社会配慮ガイドライン施行以前に開始された開発調査であることから、環境社会配慮審査会では、計画の初期段階からの議論ではなく、最終報告案に対する諮問を受けるにとどまった。

本プロジェクトの事業規模や当該国の財政への影響を含む環境社会的影響を考慮すると、現行の主要交通機関である関連地域のフェリー交通の現況（輸送量、輸送コスト、事故率、改善課題など）についての詳細な調査やその改善計画に関する論議を尽した後に、最適渡河方法の一つとして適切な時期に長大橋の建設諸準備を進めるということであれば、環境社会配慮の理念に沿ったものになると思われる。しかし、審査会の関与が最終報告案段階のみであったことから、長大橋の必要性・妥当性に関する情報の把握を十分に行うことができなかった。

環境社会配慮の理念を実現させるためには、まずは、情報公開を行いつつ、その時期についてステークホルダー協議を柱にして、交通需要予測と近い将来の実際の交通需要とを比較し判断しながら、事業アセスメントではなく計画アセスメントの観点から最適渡河方法に関する合意形成が図られることが必要であり、その後に橋梁建設計画の策定支援に取り組むことが本来の姿であると思料するものであり、この観点から十分慎重な配慮を要請するものである。